

## 7 難病対策

難病患者が地域で安心して療養生活を行うことができるよう、地域における医療提供体制を確保するとともに、難病患者の社会参加を支援し、地域で尊厳をもって生きられる共生社会の実現を推進する。

事業及び取組内容として、医療費助成の窓口、訪問等による個別支援のほか、各種講演会、関係機関会議、啓発活動等を通じて、難病患者の療養生活支援体制の構築、災害時を想定した支援体制の構築、就労を始めとした社会参加への支援等を進めている。

指定難病に係る医療給付申請受付件数 (件)

	新規受付	更新受付
令和2年度(2020年度)	456	0
令和3年度(2021年度)	534	2,866
令和4年度(2022年度)	668	2,974

## 8 食品衛生

食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、令和4年(2022年)度食品衛生監視指導計画に基づき、施設の監視指導を実施した。このうち、事故発生時に危害が拡大しやすいスーパーなどの大規模小売店や食品製造施設については、重点監視対象施設として、食品衛生監視票を用いた監視指導や抜き取り検査等を実施した。

また、食中毒の予防啓発事業として、全国的に多発しているカンピロバクター食中毒の発生を防止するために、市内の大学との連携による学内イントラネットでのリーフレット配信等により、同菌による食中毒との関連性が高い生又は加熱不十分の鶏肉の喫食を避けるよう啓発を行った。さらに、焼き鳥店、居酒屋等の施設に立入りし、カンピロバクター食中毒の危険性を周知し、生又は加熱不十分な鶏肉の提供自粛を指導した。なお、新型コロナ拡大防止等の観点から、施設の監視指導、収去検査、食品衛生講習会等啓発事業は縮小して実施した。

### 〈飲食店営業(焼き鳥店、居酒屋等)に対するカンピロバクター食中毒予防の監視指導件数〉

	監視指導件数	概要
令和2年度(2020年度)	601	申請時に施設立入りし、加熱不十分な鶏肉の提供自粛を指導。
令和3年度(2021年度)	726	申請時に加えて積極的に施設立入りし、リーフレット等を用いてカンピロバクター食中毒の危険性を周知し、加熱不十分な鶏肉の提供自粛を指導。
令和4年度(2022年度)	963	申請時や、食中毒の増加傾向にある夏期に立入りし、カンピロバクター食中毒の危険性を周知し、加熱不十分な鶏肉の提供自粛を指導。